

# 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために女性登用の数値目標を盛り込んだ行動計画を策定する

## 1. 一般事業主行動計画の計画期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間

## 2. 課題

常時雇用する労働者数の女性比率に比べ、管理職・総括層の女性登用者が少ない。

## 3. 目標

(配置・育成・教育訓練に関する事項/評価・登用に関する事項)

管理職を含む総括層(サブマネージャー)以上に占める女性比率が現在15パーセントであるが、20パーセント以上にする。

## 4. 方策

H28 9～管理監督者への研修を通じた啓蒙活動

H28.12～年1回従業員に対するダイバーシティ浸透度調査の継続的な実施

H28. 4～働きやすい環境を整える制度の整備(年休取得促進日設定など)

## (現状分析)

1.常時雇用する労働者の数	534人
男性労働者の数	157人
女性労働者の数	377人
2.管理職を含む総括層(サブマネージャー)以上の数	39人
男性労働者の数	33人
女性労働者の数	6人

以上